

第百二十三回国会 院 交通安全対策特別委員会議録 第四号

平成四年三月二十六日(木曜日)

午後零時五十一分開議

出席委員

委員長 竹内 勝彦君

理事 片岡 武司君

理事 久野統一郎君

理事 遠藤 登君

理事 近江巳記夫君

井出 正一君

岡島 正之君

増田 敏男君

細川 律夫君

辻 第一君

理事 河村 建夫君

理事 前田 正君

理事 北川 昌典君

岩村卯一郎君

古屋 圭司君

北沢 清功君

山下八洲夫君

和田 一仁君

出席国務大臣

国務大臣 (国家公安委員長) 塩川正十郎君

警察庁長官 鈴木 良一君

警察庁交通局長 関根 謙一君

特別委員会第一 調査室長 中村 信君

委員外の出席者

委員の異動

三月十二日

辞任 補欠選任

上野 建一君 細川 律夫君

同月二十六日

理事上野建一君同月十二日委員辞任につき、その補欠として北川昌典君が理事に当選した。

三月十日

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

同月十三日

トラック運輸の安全確立等に関する請願(佐藤)

第一類第五号

交通安全対策特別委員会議録第四号

平成四年三月二十六日

第一類第五号

交通安全対策特別委員会議録第四号

平成四年三月二十六日

第一類第五号

交通安全対策特別委員会議録第四号

祐弘君紹介(第五七一号)

同月二十四日

トラック運輸の安全確立等に関する請願(草川昭三君紹介)(第七四二号)

は本委員会に付託された。

三月十六日

放置自転車・バイク対策の強化及び駐輪場設置の推進に関する陳情書外四件(大阪府門真市中町一の一門真市議会内田中義二外四名)(第六七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

〇竹内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。塩川国家公安委員長委員。

道路交通法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇塩川国務大臣 たいだいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等

の業務を行う交通事故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するとともに、仮免許の申請地の拡大、自動車教習所に関する規定の整備等を行うほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器に係る自動車等の運転者の遵守事項に関する規定の整備を行うこと等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

まず、第一に交通事故調査分析センターの指定等に関する制度の新設であります。

その一は、国家公安委員会は、民法第三十四条の被者の軽減に資するための調査分析等の事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国に一を限って、交通事故調査分析センターとして指定することができるものとすることを定めてあります。

その二は、分析センターの事業として、交通事故の原因の科学的な研究に資するための調査を行うこと、当該調査に係る情報または資料その他の個別の交通事故に係る情報または資料を分析すること、交通事故一般に関する情報または資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を定めるものであります。

その三は、警察庁及び都道府県警察並びに警察署長は、分析センターがその事業を行うために必要な情報または資料を分析センターに対し提供することができることを定めるものであります。

その四は、交通事故の原因の科学的な研究に資するための調査に従事する交通事故調査分析センターの職員の遵守事項、情報の管理についての規程の作成及び交通事故調査分析センターの役員等の秘密保持義務について定めるものであります。

第二は、運転免許に関する規定の整備であります。

その一は、仮免許を受けようとする者で所定の届け出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、その者の住所または当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に対して当該免許の申請を行うことができることとするものであります。

その二は、原付免許を受けようとする者は、公安委員会の行う講習を受けなければならないこととし、公安委員会は、原付免許に係る運転免許試験に合格した者が当該講習を受けていないときは、その者に対し、免許を与えないことができることとするものであります。

その三は、免許証の有効期間の更新を受けなかつた者で、その者の免許が効力を失った日から起算して六月を経過しないもの等について、運転免許試験の一部を免除することとするものであります。

その四は、自動車教習所を設置する者の努力義務、自動車教習所を設置する者等の届け出及び自動車教習所に対する公安委員会の指導等について定めるものであります。

その他、身体障害者用の車いすの定義を明確化し、消音器を備えていない等の自動車または原動機付自転車の運転を禁止し、道路運送車両法第十九条等の規定を行政処分等に係る部分については道路交通法の規定とみなすこととする等所要の規定の整備等を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、交通事故調査分析センターに係る改正規定については公布の日、その他の部分については公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

第一類第五号

交通安全対策特別委員会議録第四号

平成四年三月二十六日

第一類第五号

交通安全対策特別委員会議録第四号

平成四年三月二十六日

第一類第五号

交通安全対策特別委員会議録第四号

平成四年三月二十六日

第一類第五号



えない」を「超えない」に改め、同条第十二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第九十九条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

#### 第四節の二 自動車教習所

##### (自動車教習所)

第九十八条 自動車教習所（免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。）を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならない。

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、総理府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

4 公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

5 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、第三項の指導又は助言をするため必要な限度において、第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、

必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第六号を「第九十八条の二第一項第七号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第五号を「第九十八条の二第一項第六号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第四号を「第九十八条の二第一項第五号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第三号を「第九十八条の二第一項第四号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第二号を「第九十八条の二第一項第三号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

4 国家公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

ない。

(分析センターへの協力)

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第九十八条の二 第九十八条の二第一項第一号を「第九十八条の二第一項第二号」に改める。

(罰則 第百十七条の三第三号)

(解任命令)

第百八条の十九 国家公安委員会は、分析センターの役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行ったとき、又は前条の規定に違反したときは、分析センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等の提出)

第百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 分析センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第百八条の二十一 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析センターに対し、その事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第百八条の二十三 国家公安委員会は、分析センターがこの章の規定に違反したとき、又は第百八条の十七第二項、第百八条の十九若しくは前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(分析センターの運営に対する配慮)

第百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事業の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする。

(国家公安委員会規則への委任)

第百八条の二十五 第百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第百十七条の三第三号中「第一項」の下に、第百八条の十八(秘密保持義務)を加える。

第百二十条第一項第九号中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に改める。

第百二十一条第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を、第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定中第七章に係る部分、第百八条の十四を第百八条の二十七とする改正規定、第百八条の十三を第百八条の二十六とする改正規定、第六章の二の次に一章を加える改正規定及び第百十七条の三第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に原付免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法第九十八条第一項の規定による指定を受けている指定自動車教習所は、新法第九十八条第二項の規定による届出をし、かつ、新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなす。

4 新法第九十七条の二第二項第二号の規定は、この法律の施行の日以後に道路交通法第百五条の規定によりその免許が効力を失った者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

(地価税法の一部改正)

5 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「第九十八条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

理由

最近における交通事故の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器に係る自動車等の運転者の遵守事項に関する規定の整備、仮免許の申請地の拡大、原付免許を受けようとする者に対する講習の受講の義務付け、自動車教習所に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。